資料２

**「高次脳機能障がい支援連携ツール」について**

**１．基本的な考え方**

支援連携ツールは本人のためのものであり、ご本人やご家族に対する支援の質を向上させるために支援に関わる機関が連携するためのものである。

**２．「高次脳機能障がい支援連携ツール」開発の目的**

高次脳機能障がいの特性は外見からはわかりにくく、障がいの個別性が高いため、その人に応じた支援が必要と言われている。

そこで、「高次脳機能障がい支援連携ツール」（以下、「支援連携ツール」という。）として、これまでの相談や訓練等支援現場における実践を基に、高次脳機能障がいチェックリストを作成し、個別性の高い高次脳機能障がいの状態像を共通指標化することで、支援者が障がいの存在を見落としなく把握し、支援が困難と思われる層も含めすべての高次脳機能障がいの方々に対して、その人に合わせた支援方法をともに考え、行政・医療機関・福祉サービス事業所等、地域で支援に関わる機関でノウハウを共有・蓄積していくためのツールとする。

同時に、時間の経過とともに高次脳機能障がいの状態像の変化やそれに伴う本人・家族のニーズの変化に対応するため、支援の各ステージにおける支援経過などを、次の支援者に引き継ぐためのツールとしての役割ももたせ、地域における連携の質を向上させ、スピーディな対応につなげる。

**３．「支援連携ツール」の対象**

主たる障がい名が高次脳機能障がいであり、地域での支援をうけながら社会生活をめざす方。

**４．「支援連携ツール」の構成**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 資料名 | 資料の内容 |
| 全体支援経過等 | 様式１全体支援経過表(A3版) | ・本人の受傷、発症以後の経過や福祉制度受給状況等を、その時点で支援に関わる支援者が時系列で記入し、支援経過の全体を把握できるようにするもの。 |
| 様式２支援機関一覧表 | ・医療機関・障がい福祉事業所・行政等、支援に関わる機関、担当者等を一覧で把握できるようにするもの。 |
| 連携ツール | 様式３基礎情報 | ・住所、家族構成、障がい者手帳の有無等の基本情報を把握するもの。 |
| 様式４医療情報 | ・受傷時からの経過、発症時の状況、リハビリの状況等について、急性期・回復期の医療機関が中心になり記入。  ・特に、医療機関退院後ご本人が地域に戻られ、一定症状固定した時点で、地域の医療機関が「高次脳機能障がい」の確定診断をするために必要な情報を取得しやすくするための医⇔医連携ツール。  ・加えて、ご本人が地域に戻れらた後、障がい福祉サービス事業所等でも必要な医療情報が取得しやすくなるよう、急性期等、受傷初期に関わった医療機関の情報を、ご本人・ご家族に取得していただくよう促すためのもの。  ＊本様式にはこだわらず、医療機関作成の「診療情報提供書」等に必要な情報が記載されていれば、それを活用することで可。また、各種検査結果・画像、服薬情報である「お薬手帳」も同様。 |
| 様式5生活情報 | ・本人の今後の生活の希望、嗜好、趣味、配慮の必要な事項について記入するもの。ご本人の希望する将来像やストレングスを把握するためのツール。  ・ご本人の活用を促すため、「ご本人の困りごと」を支援者に伝えるツールとすることに重点を置く。 |
| 様式６就労情報 | ・就労希望のある方の、現在の就労状況、傷病手当や労災、失業保険の給付状況、今後の就労希望を把握するためのもの。就労先に対して、ご本人の障がいの状況に応じ、配慮すべき点を伝えるツールでもある。 |
| 様式７神経心理学的検査等結果 | ・医療機関等で実施した神経心理学的検査等の結果について、検査を実施した機関が中心になり記入。  ＊本様式にはこだわらず、医療機関作成の「診療情報提供書」等に必要な情報が記載されていれば、それを活用することで可。 |
| アセスメントツール | 様式８高次脳機能障がいチェックリスト | ・ご本人の高次脳機能障がいの状態を、①注意、②記憶、③遂行機能、④コミュニケーション、⑤社会的行動・感情、⑥日常生活動作の項目ごとに「はい」「いいえ」で評価することにより、状態像を把握。  ・このチェックリストはご本人と支援者の両方が記載することにより、ご本人の評価と支援者の評価の乖離のあるなしについても把握。  ・加えて、現在障がい福祉事業所等で工夫している支援の工夫、ご本人が努力されている代償手段について支援者⇔ご本人・ご家族、支援者間で共有するため、その内容についても記載。 |
| 様式９チェックリスト補足情報 | ・チェックリストに書ききれなかった関係支援機関と共有したい支援の留意点について記載。 |
| その他 | ~~様式１１利用説明書~~ | ~~・支援者がご本人（又はご本人を代理するご家族・後見人）支援連携ツールの意義・内容等を説明するためのもの。~~ |

　※下線部は、前回から修正した点等。

**５．「支援連携ツール」活用によって得られる効果**

本人・家族・支援者が、本人のニーズ等と障がい特性に応じた支援方法を理解・共有し、医療機関から地域への切れ目のない支援につなげることを目的とする。

活用することによって、以下の３点が促進されると考えられる。

1. 支援者間で情報を共有することで、結果として本人がより良い支援を受けられる。
2. 支援者がよりよい支援について検討しやすくなる

ご本人の障がいの状況、それに対応して現在の支援機関が実施する支援の工夫、各ステージの支援経過を記録（「見える化」）によって共有することによって、本人の障がいと強みの部分が何かを把握し、支援のあり方を検討しやすくなる。

1. 高次脳機能障がい者を支援する機関の増加につながる。

高次脳機能障がい者を受け入れたことがない支援機関でも、支援連携ツールを用いることにより、本人の障がいや対応方法を理解でき、どのような支援を提供できるか検討してもらいやすくなる。

　【支援機関等ごとにおける活用のメリット】

|  |  |
| --- | --- |
| 支援機関等 | 活用のメリット |
| 本人・家族 | 支援連携ツールを見せることで、障がいや支援経過を繰り返し説明することなく、支援機関等に経過や必要な支援を理解してもらえる。本人に対する支援の第一歩は、本人が自身の課題や支援の必要性を認識する気づきを支援することであり、気づきを促すツールとしても活用することができる。 |
| 医療機関 | 初期の状態を記載することで、高次脳機能障がいの診断や予後の検討に有用な基礎情報となる。また、受傷からの変化や支援の経過を把握しやすくなる。 |
| 行政、地域の障がい福祉サービス事業所等 | 受傷からの変化や支援の経過を一括して知ることができるため、聞き取り調査の時間が短縮でき、支援計画の作成や支援会議等で活用することができる。  受診している医療機関がわかることによって、手帳や年金などの手続きに必要な診断書等に係る支援がしやすくなる。また、医師やセラピストからの支援上のアドバイスも受けやすくなる。  本人・家族が、障がいや支援経過について十分説明できないという課題を補足するものであり、支援連携ツールに記載された情報をもとに、関係機関が支援方法等の情報を共有し、支援の一貫性を図ることができる。 |

1. **「支援連携ツール」活用の流れ**

**支援連携ツール活用の流れ**

①支援者：ツールを説明、必要に応じ情報収集に関し同意取得

説明書

②支援者：活用意思があり、同意された方に対し、様式を府HPからダウンロードして渡す

支援連携ツール　様式

③ご本人・ご家族：新たに加わった支援者にツールへの記入を依頼

1. 支援者：それぞれの支援の役割に応じ、記載を追加、又は、時点修正

①支援者は、ご本人・ご家族に対し支援連携ツールの意義や目的について、今後作成予定の「支援者向けマニュアル」を参考に、説明書に基づき説明。個人情報の収集及び他の支援機関への提供に関するご本人（又はご本人を代理する家族・後見人）からの同意については、ご本人等がそれぞれの支援者に対して自ら情報提供及び支援ツールの記載を依頼することで同意を得たものと考える。

　②活用意思のあるご本人・ご家族に対して、必要に応じ支援者が導入にあたっては、大阪府ホームページからダウンロードした様式（様式１～１０）を渡す。

なお、高次脳機能障がいと診断された時点で、支援者がご本人・ご家族に支援連携ツールの説明をするのが効果的だと考えられる。そのため、回復期病院のMSW、市町村担当者および相談支援事業所、大阪府の高次脳機能障がい支援コーディネーター等、診断時点でご本人・ご家族の相談応じる支援者が支援連携ツールの意義を理解し、説明できるようにする。

③ご本人・ご家族は、支援者が新たに加わった、又は、変更になった時点で、支援連携ツールに対して記入を依頼し、また、様式３基礎情報、様式５生活情報、様式６就労情報、様式８高次脳機能障がいチェックリストに関しては、ご本人・ご家族ができる範囲で記載する。ただし、ご本人の希望・困りごと等について把握することは、本支援ツール作成の大きな目的であるため、必要に応じ、支援者がご本人・ご家族に寄り添い、その時点でのニーズを引き出せるよう働きかけを行うとともに記載の補助（聞き取り内容をご本人等に代わり記載　等）をする。

　また、支援連携ツールの保管については、本人や家族が所持することを基本とし、本人や家族が所持することが難しい場合は同意を得て支援機関が保管する。

④支援者（医師、ＭＳＷ、ＯＴ、ＳＴ、ＰＴ、福祉事業所や就労支援の担当者等）は、その時点で記載できるところに、その役割に応じ記載を追加、または時点修正をする。

　なお、本様式の項目の中で、医療情報など既存の書類や資料（診療情報提供書等）があれば、それを活用することで可とし、全ての項目を記入することが難しい場合でも、その時点で把握できる情報だけ記載し、あとから追加で得た情報（医療情報等）を追記することとする。

**７．「支援連携ツール」の形態**

①資料の散逸を防ぎ、新たに追加した資料等を一括管理するため、様式・資料類はA4ファイルにとじることを、ご本人・ご家族に勧める。

　②各様式や記入例は、大阪府障がい者自立相談支援センターホームページに掲載する。チェックリストは支援の節目ごとに実施し、本人と支援者が一緒に変化を確認しつつ利用することを推奨する。